

契約情報 令和2年度

発注機関	岐阜県立各務原西高等学校
委託名	岐阜県立各務原西高等学校の敷地測量及び登記業務
施工場所	各務原市那加東亜町24-1 岐阜県立各務原西高等学校
契約期間	令和2年6月1日～令和2年10月31日
契約概要	岐阜県立各務原西高等学校の敷地境界・地積の確定のための測量及び登記業務
契約金額	3,097,158円
契約方式	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当 一者随意契約
契約者	岐阜市田端町1番地の12 公益社団法人 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

<p>地方自治法施行令第16 7条の2第1項第2号に より随意契約をす ることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供 給することができない ものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>登記・測量業務は登記簿等の事前調査から、境界・地積 を確定するた めの境界測量、更に登記に至るまでの複雑かつ困難な業務であり、個々の業 務が専門的な知識と業務経験を要するものである。</p> <p>特に、公図と現況（現地）が相違している筆（土地）に あっては、 地権者の理解を得るための十分な知識と説明能 力を要求され、その難易 度はさらに増す。また、公図訂正が必要な場合は、作業の手法や範囲が画 一化されておらず、その業務内容は法務局登記官の判断に委ねることにな り、ケース毎の対応が必要となる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>①公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等による不動産の表示に関 する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の 適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、土地家屋調査士を社 員として設立された社団法人である。 【土地家屋調査士法第63条】</p> <p>②公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、その社員が同一の法務局等の管轄 区域内に事務所を有する土地家屋調査士等でなければならないこととさ れており、この規定に基づき各都府県をエリア（北海道は4協会）とし て設立されている。</p> <p>③(公社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、岐阜県内で測量及び 登記の嘱託を行う地域唯一の法人組織であり専門的能力を有する会員 の中から、発注先の土地の事情に精通した土地家屋調査士を選定するこ とができるため、業務を的確かつ迅速に行うことができる。</p> <p>④測量と登記業務を合わせて発注することにより、隣地所有者の現地立会 いの調整から境界確定承諾書の代行取得、登記申請図面の作成まで測量 に並行して登記手続きに必要な業務を実施することが可能であるため、 測量から登記までの業務を効率的かつ的確に行うことができる。</p> <p>以上の理由から、岐阜県に所在する土地の当該業務の委託については公 益社団法人 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に本業務を委託する ものとする。</p>